

自由に自由を捨ててはならない

「バレス裁判」をめぐる

石川学

1921年5月13日、パリ・ダダの面々は「革命裁判所」を組織し、モーリス・バレス(1862-1923年)を「精神の安全の侵害(attaquant à la sûreté de l'esprit)」の罪で裁きにかけて¹。当然ながら本人不在のなかでの審理の末、法廷はバレスに20年の強制労働刑を判決し、一方的に閉じられた。「舞台からあふれでるナンセンスな言葉の洪水」²によって特徴づけられるダダの集会としては「ひどく真面目な」³形態を取ったこの「バレス裁判」の趣旨を、「裁判長」を演じたアンドレ・ブルトン(1896-1966年)は、のちに次のように振り返っている。「提起された問題は、要するに、倫理的次元のものでした[...]。力への意志によって、青年時代の思想とはまったく逆の、順応主義的な思想の擁護者となった男がどの程度まで有罪だと見なしうるかを知ることが問題だったのです」⁴。「土地と死者(la Terre et les Morts)」のスローガンで喧伝家にして⁵、第一次世界大戦以降は愛国者同盟総裁(1914-1923年)の立場で現実政治に少なからぬ影響力を行使することになるバレスが、かつて因習からの自由、「死者」からの自由をことさらに標榜する文学者であったことは⁶、広範に流布した偏狭なナショナリストとしてのイメージとの齟齬ゆえに、おそらく現在では遍く知られた事実ではない。そして、ブルトンにとって、こうした自由の追求の放棄と「死者」への回帰という変節は、まさしく倫理に悖る「裏切り」⁷として、敢えて断罪すべき事柄だったのである。

実は、この裁判のほんのひと月前、ブルトンはある手紙のなかで、バレスに対して抱く否応のない敬意を吐露している。そこでブルトンは、バレスの態度に「独特の苦々しさ(amertume particulière)」を感じることを認めながらも、こう記すことを厭わなかったのである。「バレスから私は、自らを危うくする(compromission)という考えを英雄的なものとして手に入れたのです。[...]ジッドよりもはるかに、バレスは、自らを制限しないことの懊悩に取り憑かれています。[...]私

たちはバレスが駄目だと思ったことは一度もありません——1914年の戦争の間でさえ」⁸。しかし、「自らを危うくする」という文学的信念においてバレスが師である限り、権威主義者としてのバレスの振舞いの「苦々しさ」はいや増すばかりのはずである。そして、二人のバレスの分離をもたらすこの「苦々しさ」の知覚こそ、ブルトンにバレスの「罪」を認識させる本質的な契機となる。

「裁判長」であるブルトン自ら執筆した「起訴状」の冒頭においては、次のような罪状の指摘がなされる。「バレスの明晰さは学童たちの模範とされているが、それは、ある種のロマン派的抒情と、彼が絶えて持つことのなかった頭の切れとを完全に勘違いしたことによるものである。[...]モーリス・バレスはしたがって、思想家としての名声を横領したのだ。[...]いくばくかの幸福な詩的創造のために我々が抱いた信用や、知性の魅力とはまったく別の魅力を利用して、これらのたぐいまれな能力がもはや発揮されることのない分野で出した結論を盲目的に受け入れさせようとするのは、まさしく詐欺罪を構成する」⁹。単独では通用し得ない低劣な思想内容を、文学的卓越性を笠に着せて知的に卓越した言説として通用させることの「詐欺」は、文学者としてのバレスと思想家としてのバレスの分離に直面してなお、後者を見捨てることができずにいたブルトンが(「1914年の戦争の間でさえ」)、自ら陥りかけた閉塞をバレスの作為の結果として対象化したものに他ならない。今や、思想家としてのバレスの思索は、「先入見、根拠のない断言、様々な信頼の濫用」¹⁰に過ぎず、その活動によってバレスは、人生の「第一の仕事」としての「文学活動」を「完全に無下にした」と断罪される¹¹。こうして思想家バレスによる文学者バレスの「裏切り」が告発されるにいたったのである。

裁きを敢行する過程で、ブルトンは「ランボー問題」¹²に対しても答えを出すことを迫られる。

詩作から離れて商売に身を投じたランボーは、いったいバレスと同等の「裏切り者」であったのか。しかしブルトンは、ランボーが商人に転身することで「その他の数多くの畏から身を逃れた」と述べ、以下のように続ける。「ランボーは世界に対してかつてと同じ嫌悪を示し続けた。彼は隷属から逃れることを絶望しながらも追い求めたのであり、適うまいという確信のために彼が道を変えることはないだろう」¹³。ブルトンは、自由への一貫した意志によってアビシニアに発ったランボーの姿を通して、自由の探求を放棄しそれを「無下にした」バレスの罪を際立たせてみせる。マルグリット・ボネによれば、ブルトンはまさにこうしたランボー像を設定することで、ダダの中心的原理にしてブルトン自身「革命」の源泉をそこに見た、矛盾する権利を確保しつつも¹⁴、他方でバレスの矛盾＝「裏切り」を告発する理路を獲得したのだという。矛盾は、「自由を目指して機能し」、「人間の鎖をさらに一つ断ち切る」限りで「倫理的に受け入れ可能」になるのであり、「監獄を再び閉ざす」ものであってはならない、というわけだ¹⁵。二つの矛盾の識別は、ブルトンのここでの論理を浮かび上がらせるのに利するが、ブルトンがこの図式をほどなく手放してしまうことにも、本稿は着目しないわけにはいかない。

「起訴状」終末部近くでブルトンは、「我々はモーリス・バレスが矛盾したことを言った(s'être contredit)と非難するつもりは少しもない」と言明する¹⁶。そして新たに、バレスの一貫性をあげつらい始めるのである。「[...]モーリス・バレスが自由人だったことは一度もなかったのだ。初期の著作の題材を、礼賛者たちがやったのよりももう少し注意深く検討してみれば、彼の現在の姿勢と完全に両立し得ないものは何一つないことが分かる。[...]彼がまず原理にした、何を犠牲にしても得るべき昂揚にも、彼独自の愛の意味にも、彼のものとして知られる自然についての独特な理解にも、戦時中のモーリス・バレスの立場の前兆となり得ないものは何もない。彼の正体は時間とともにその兆しがはっきり見えてくるわけではまったくないのだ」¹⁷。こう書くときにブルトンは、「初期」バレス、すなわち文学者としてのバレスを「戦時中」のバレスと同一視することで、「起訴状」冒頭で告発した、「思想家としての名声を横領した」事実が構成するべ

き「詐欺罪」にもはやバレスを問えなくなることに気が付いていたのだろうか。さらにブルトンは、「バレスの活動の第一部にみとめられる徴候を我々は罪とみなす」とまで踏み込んでしまう¹⁸。ここにはすでに、文学者と思想家の区別はなく、「自由」と「監獄」の区別もない。残るのは、一般に均された矛盾に対する擁護だけである。是非はともかく、少なくとも「詐欺罪」での有罪認定は、この先困難でなければならない。

あるいはこうした展開すら、矛盾の実践として意義を持つのか。「バレス裁判」を「倫理的次元」の問題と措定し、それが「バレスの事例を超えて、長い間シュルレアリスムを揺り動かしていくのです」¹⁹と顧みることになるブルトンの真面目さに鑑みれば、ここに現れ出ているのはむしろ、矛盾の意義を肯定することに伴う本質的な困難であると受け取るべきだろう。裁判中、「証人」として出廷したトリスταν・ツァラ(1896-1963年)は、ブルトンの質問に徹底して不真面目な答えを返し²⁰、最後には詩の朗読を行うなど、まさに「ナンセンスな言葉の洪水」²¹としてのダダを頑なに維持し、この対応を契機として両者の間の距離が露骨に広がっていくのだが、ブルトンの眼にツァラが「弁護側証人」として映ったことは重要である²²。ツァラは証言中に、「私はナショナリストにならないだろうとは言いません」と述べ、「それは被疑者の低劣な

デマゴギーや、アカデミー・フランセーズのぶくぶく太ったロバどもからどうにか手に入れた臭気ぶんぶんたる威光とは別の精神においてであるということに友人たちは皆分かってくれると確信しています」とうそぶくが²³、おそらくブルトンにとって、扇動や権威とは無縁なナショナリストという矛盾は許容できるものではなかった。というのも、それを認めることは、自由の名の下にナショナリズムに転向するのを認めることであり、そしてそうした転向は、本来バレスの歩んだ道であるはずだからである。自由＝矛盾が束縛＝権威に転落することの認識は、しかし、あるべき矛盾を限定する、という不自由な選択をブルトンに強いることになる。墮落する自由を制限することは、自由の保障を目指すものとしても、やはり自由の制限である。そして、限定を受けた矛盾が矛盾一般として肯定される場合、今度はバレスがそこから排除されるのは当然である。もはや矛盾は意味の純粋な不成立ではなく、特定の仕方の意味化された矛盾だからである。矛盾は真面目なものであり、好き勝手な行動は許されないのだ。こうして新たな権威が誕生する。だが、果たして意味化や権威化を免れる自由や解放などあり得たのだろうか。ツァラが「私は宣言を書くが何も望まず、それでもいくらかのことを言い、原則として宣言には反対で、それは原則にも反対なのと同じだ」²⁴

と書き残すとき、それらの言葉は意味からの解放という意味たることを免れ得ているだろうか。自ら帯びる意味への無頓着が、権威としての自由の「弁護側証人」に立つことをツァラに許したのではないか。そして、こうした無意味の意味の磁場を察知することから、ブルトンの思索が深められていくように思われるのである。

¹ 「バレス裁判」の特集号として1921年8月に公刊された『文学』誌第20号所収の無記名の注記による(*Littérature*, n° 20, août 1921, p. 1)。

² 以下の表現による。塚原史『ダダ・シュルレアリスムの時代』ちくま学芸文庫、2003年、105ページ。

³ 同書、320ページ。

⁴ André Breton, *Entretiens (1913-1952), Œuvres complètes*, t. III, édition de Marguerite Bonnet publiée sous la direction d'Étienne-Alain Hubert avec la collaboration de Philippe Bernier, Marie-Claire Dumas et José Pierre, Paris, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1999, p. 469.

⁵ 端的なものとして以下を参照。「我々の土地は我々に一つの規律を与えるのであり、我々は我々の死者の帰結である。このことにこそ、我々がいかなる現実のうえに土台を置くべきかが示されている」(Maurice Barrès, *Scènes et doctrines de nationalisme* (1902), t. I, Paris, Plon, 1925, p. 93)。なお、バレスが「土地と死者」をスローガンとして用いたのは、1899年3月10日に開催されたフランス祖国同盟の第3回総会における演説が最初であるという。以下の指摘を参照。福田和也『奇妙な魔墟』ちくま学芸文庫、2002年、172ページ。

⁶ たとえば以下を参照。「こうした社会再生のためには[...]、貧困を取り除くだけでは十分ではなく、さらに死者たちを取り除くことが必要である。死者たちは我々に、世界と社会秩序とに対する彼らの考え方、我々の現実の本性ととはもはや何の関わりもない彼らの体系を押し付け

続けている。彼らは我々を抑圧し、我々自身であることを邪魔するのだ」(Maurice Barrès, « Réflexions, le problème est double », *La Cocarde*, 8 septembre 1894, cité dans « Notes », Maurice Barrès, *Romans et voyages*, t. I, édition établie par Vital Rambaud, Paris, Robert Laffont, « Bouquins », 1994, p. 1280)。

⁷ André Breton, *Entretiens (1913-1952), op. cit.*, p. 469.

⁸ André Breton, « Lettre à Jacques Doucet », 11 avril 1921, cité dans « Notes et variantes », André Breton, *Œuvres complètes*, t. I, édition établie par Marguerite Bonnet avec la collaboration de Philippe Bernier, Étienne-Alain Hubert et José Pierre, Paris, Gallimard, « Bibliothèque de la Pléiade », 1988, p. 1408-1409.

⁹ André Breton, « Acte d'accusation », *L'Affaire Barrès, ibid.*, p. 413-414.

¹⁰ *Ibid.*, p. 413.

¹¹ *Ibid.*, p. 414.

¹² *Ibid.*

¹³ *Ibid.*

¹⁴ 以下などを参照。「我々はもちろん、いかなる社会改良の可能性をも信じていない。保守主義を何よりも憎み、どんなものであれ、あらゆる革命の信奉者たることを公言しているとはいえ、『何を犠牲にしても平和を』、これが戦時におけるダダのスローガンであったが、同じように、平時におけるダダのスローガンは、『何を犠牲にしても戦争を』である」(André Breton, « Deux manifestes dada » (1920),

Les Pas perdus, ibid., p. 231)。

¹⁵ Cf. « Notes et variantes », *ibid.*, p. 1410. 以下にも同じ指摘がある。Marguerite Bonnet, *André Breton. Naissance de l'Avant-garde surréaliste*, Paris, José Corti, 1975, p. 244.

¹⁶ André Breton, « Acte d'accusation », art. cit., p. 417. 強調は引用者。

¹⁷ *Ibid.*

¹⁸ *Ibid.*

¹⁹ André Breton, *Entretiens (1913-1952), op. cit.*, p. 469.

²⁰ たとえば、ツァラが社会的次元に立たないことを質すブルトンに対し、彼は次のように答えている。「社会的次元というのは、あなたにとって、国家ですか、郷土や国民、軍隊ですか？ その場合、私は自分自身が国家であり、郷土、国民、軍隊なので、私の証言はあなたを大いに喜ばせること請け合いです」(« Les Témoins », *L'Affaire Barrès, op. cit.*, p. 421)。

²¹ 前註2を参照。

²² 「結局あなたは弁護側証人なのか」とのブルトンの問いに、ツァラは「そうです。ちょうどバレスがヨーロッパ的白痴の裁判の弁護側証人であるように」と返している(« Les Témoins », *op. cit.*, p. 424)。

²³ *Ibid.*, p. 421.

²⁴ Tristan Tzara, « MANIFESTE DADA 1918 », *Œuvres complètes*, t. I, texte établi, présenté et annoté par Henri Béhar, Paris, Flammarion, 1975, p. 359-360.